

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
令和3年7月16日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2100050号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2100026号

## 第1 結論

- 1 請求期間のうち、請求者のA社における平成9年12月8日から平成11年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成9年12月から平成10年9月までの標準報酬月額については9万2,000円から17万円とし、同年10月から平成11年9月までの標準報酬月額については9万2,000円から18万円とする。

平成9年12月から平成11年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

- 2 請求者のA社における平成9年12月8日から平成12年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成9年12月から平成10年9月までの標準報酬月額については上記1の訂正後の17万円から19万円とし、同年10月から平成11年9月までの標準報酬月額については上記1の訂正後の18万円から20万円とし、同年10月から平成12年9月までの標準報酬月額については9万2,000円から22万円とする。

平成9年12月から平成12年9月までの訂正後の標準報酬月額(上記1の訂正後の標準報酬月額及び平成11年10月から平成12年9月までの訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成9年12月8日から平成12年10月1日まで

私は請求期間においてA社に勤務していた。国の記録ではこの期間の厚生年金保険の標準報酬月額は9万2,000円とされているが、給料支払明細書で確認できる支給額はこの金額より高い額となっている。調査の上、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成9年12月8日から平成11年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の平成9年12月から平成10年9月までの標準報酬月額は17万円、

同年10月から平成11年9月までの標準報酬月額が18万円と記録されていたところ、平成10年10月12日付けで、同年10月の定時決定の記録を取り消し、厚生年金保険被保険者資格の取得時である平成9年12月8日に遡って標準報酬月額が9万2,000円に引き下げられ、平成11年10月1日の定時決定まで継続していることが確認できる。

また、オンライン記録により、請求者と同様に、平成10年10月12日付けで、A社において厚生年金保険被保険者であった15人の標準報酬月額が遡って減額訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、請求者から提出されたA社に係る給料支払明細書によると、請求期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、遡及減額訂正処理後の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

また、請求期間当時、A社において経理事務を担当していた同僚は、当時は経営状態が悪く、厚生年金保険料を滞納していたため、社員全員の標準報酬月額を減額する届出を事業主が社会保険事務所（当時）と相談して提出した旨回答し、事業主も社会保険事務所と相談の上、標準報酬月額を引き下げる届出を行った旨回答している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成10年10月12日付けで行われた遡及減額訂正処理は事実即ししたものとは考え難く、請求者について平成9年12月8日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由はなく、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、平成9年12月8日から平成11年10月1日までの期間については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成9年12月から平成10年9月までの標準報酬月額は17万円、同年10月から平成11年9月までの標準報酬月額は18万円に訂正することが必要である。

2 請求期間について、日本年金機構の回答及び請求者から提出された給料支払明細書により、事業主から届出されるべき厚生年金保険被保険者資格取得時における報酬月額又は標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下、併せて「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（平成9年12月から平成11年9月までの期間については上記1の訂正後の標準報酬月額）を超えているところ、上記給料支払明細書により、当該標準報酬月額より低い又は同額の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなり、当該認定額がオンライン記録により確認できる標準報酬月額（上記1の訂正後の標準報酬月額を含む。）を超える場合に訂正することとなる。

したがって、請求期間については、上記給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（上記1の訂正後の標準報酬月額を含む。）と同額又は下回っていることから、厚生年金特例法による訂正は認めら

れないものの、本来の報酬月額から、平成9年12月から平成10年9月までの標準報酬月額を19万円に、同年10月から平成11年9月までの標準報酬月額を20万円に、同年10月から平成12年9月までの標準報酬月額を22万円に訂正することが必要である。

なお、平成9年12月から平成12年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（上記1の訂正後の標準報酬月額及び平成11年10月から平成12年9月までの訂正前の標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。